

様式第5号(第19条関係)

守谷発第 3478 号
平成 27 年 3 月 12 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 ダイゼン
代表取締役 前島 聡 様

守谷市長 会田 真



平成27年3月9日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

| | |
|---|--|
| 業務の区分 | 収集・運搬 |
| 許可の期間 | 平成 27 年 3 月 23 日 から 平成 29 年 3 月 22 日 まで |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 可燃物・不燃物 |
| 営業の区域 | 守谷市全域 |
| 搬入先 | 常総環境センター |
| 使用許可車両 | つくば800あ900 |
| 許可の条件 1, この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2, この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却 しなければならない。 3, 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは この許可を取り消すことがある。 | |